

第 8 条 (使用者の責務)

集会所の使用者は使用責任者を定め、管理者の指示に従うと共に次の各項を遵守しなければならない

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 使用をキャンセルする場合は、遅滞なく連絡すること。
- (3) 設備、備品等の損傷防止および事故防止に努めること。
- (4) 火気の取り扱いに注意し、火災防止に努めること。集会所及びその周辺は禁煙とする。
- (6) 節電に努めること。

不要な照明は点灯しない(必要な個所のみ点灯し、窓際等は消灯に努める、昼間は極力消灯する、など)。また、エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃とする。

- (7) 使用後は必ず室内を原状に復し、清掃すること。
- (8) 未成年者が使用する時は、必ず保護者が使用責任者として立会うこと。
- (9) 退場時は電気の主電源をオフ、ガスの元栓の閉鎖を確認して施錠し、鍵はキーボックスに収納し施錠すること。
- (10) 会合、集会等で発生したゴミ、空瓶等は分別して原則として当日中に処分すること。
- (11) 非営利活動の場合は、それを明確に証明すること。

第 9 条 (キャンセル料金)

使用をキャンセルした場合は、次の通りキャンセル料金を徴収する。

- (1) 前日及び当日のキャンセル及び無断キャンセル： 使用料の100%
- (2) 2日前までのキャンセル： 使用料の 50%
- (3) 3日前までのキャンセル： なし

(注) 無断キャンセルの場合は、以後の使用を認めないことがある。

第 10 条 (損害賠償)

集会所を使用中に建物もしくは付属設備、備品等を破損、損傷又は滅失したときは、速やかに管理者に申し出るとともに損害を賠償しなければならない。

第 11 条 (規則の改訂)

この規則の改定は役員会で審議し、区長の承認を得る。

付則 1. この規則は平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

2. 「集会所使用要項 (昭和 63 年 10 月 1 日施行)」は廃止する。

3. この規則は平成 10 年 4 月 1 日に改正施行する。

4. 大野第一区集会所使用料区分は平成 16 年 8 月 1 に改定施行する。

5. この規則は廿日市市による集会所の管理運用見直しに伴い、平成26年7月1日から改定施行する。但し、第9条(キャンセル料金)は既に平成25年7月から施行済みのため除外する。

主要改定箇所

- 1) 第3条(利用の順位) 〈注2〉市や区が使用する場合は、優先して使用できることを明確にし
 - 2) 第9条にキャンセル料金を明確にしたこと。
 - 3) 第11条に於いて、本使用規則の改定は市長ではなく区長の承認になったこと。
 - 4) 集会所使用区分及び料金を改定したこと。
6. 平成27年度より、
- 1) 第6条に休所日の規定を追加。
 - 2) 市や公共団体等が使用する場合も使用料区分に準じて使用料を徴収するように改正。
7. 平成29年4月8日 第8条(使用の責務)に4. 項に「集会所及びその周辺は禁煙とする」を追加
8. 平成31年4月13日 第2条(管理者等の実務)で区長の管理責任と各集会所の管理を明確にし、務部会長の実務を、集会所全般の設備管理、防災管理等の実務を明確にした。

第 4 条 (利用の申請) 集会所の利用は、事前に当該集会所の管理者の承認を得なければならない等申請の方法を簡略化した。

別記様式 2 ※印刷機の使用料を明記した。白黒 10円、カラー 50円

9. 令和2年4月11日 但し書きの、やむを得ず両時間帯にまたがって連続して使用する場合の料金の徴収を明確にした。